

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻80号 95/9 <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1995年10月23日(月)PM 3～5 申立人(吉岡)反対尋問、申立人(麻田)主尋問
11月13日(月)AM10～12 申立人(麻田)反対尋問、申立人(深沢)主尋問
(会場：芦屋市役所東分庁舎2階会議室)

公判日程 10月24日(火)AM10 準備書面提出

教育実践を奪う強配は許さぬと吉岡証言 地裁に停職処分取消し準備書面提出

市芦救援会事務局

去る八月八日、市公平審において石橋先生の主尋問が行なわれました。職名の記載もない併任辞令により上宮川文化センターに配転させられたことの違法性や、公務の必要性、本人特定理由等の根拠を全面的に崩す証言でした。その後、処分者側寺内代理人から反対尋問が行なわれました。理科教員の石橋先生を学力促進学級の数学担当者として配転させた点について、「市芦で理科教員と限定して採用したわけではない」「高校工業免許で小学校は教えられるのか？」と、教員採用や教員免許のイロハもわきまえぬ詭弁をくり返し、失笑をかう有様でした。こうした反対尋問しか展開できないところにも、処分者側主張の破綻は明らかです。

そして、八月三十一日の審理では、吉岡先生の主尋問が続いて行なわれました。石橋先生と同じ職場への配転ですが、同じく公務の不在を明らかにし、この配転が、美術の専任教員として長年にわたって積み上げてきた教育実践を奪うものであることを切々と訴えられました。(陳述書後掲)

また、九月一二日には、神戸地裁において第三回公判が開かれ、原告側から河村・深沢両先生の停職処分に関する準備書面が出されました。あわせて市公平審での書証が一括して提出されました。次回公判では鈴木先生の配転に関する準備書面が提出される予定です。

次回市公平審は吉岡先生の反対尋問、麻田先生の主尋問の予定です。皆様方の傍聴参加をよろしく願います。

も／く／じ

第67回公開口頭審理報告

配転理由の根拠を全面的に崩す石橋証言

免許法も無視した詭弁を弄する寺内代理人……………市芦救援会事務局………… 2

第68回公開口頭審理報告

教育実践、人の生きる権利を奪う強制配転は断じて許せないと吉岡証言……………市芦救援会事務局………… 4

陳述書……………申立人 吉岡治子………… 5

活動日誌 4／後記 4

第六七回公開口頭審理報告

配転理由の根拠を全面的に崩す石橋証言
免許法も無視した詭弁を弄する寺内代理人

市芦救援会事務局

ただけでした。

工業の免許で数学も教えられるはず

寺内代理人（以下、寺内と略）どういう免許を取っておられるんですか。

石橋 工業高校の工業の一級と理科二級です。

寺内 その免許で数学は教えられるんですか。

石橋 教えられないと思う。

寺内 教員免許で教えられる科目は。

石橋 工業高校と高等学校（普通科）の理科。

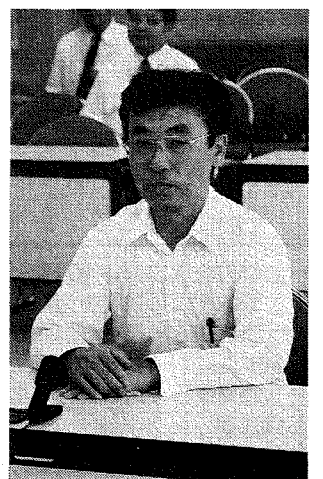
寺内 工業高校の学科の科目は全部教えられるんですか。

石橋 はい。

傍聴者（以下、傍と略）数学を教えられたら配転理由に合うとこじつけよんか（笑）

学促でも数学を教えたと言わせない

寺内 学力促進学級（以下、学促と略）について、市芦の先生の参加は。



石橋 子どもの勉強を見るという意味と、地域での子どもの姿を学校教育の中に反映するという意味もあって、担任してるクラスに出身生徒がいたら参加するというのが学促への参加の形態だった。

寺内 行かれた時、どういう授業を見てたか。

石橋 各々の教科の先生がプリントを作っており、生徒が国語をするなら国語を見る、数学をするなら数学を見るという形です。

寺内 通常、英・数・国でしょう。あなたはやはり数学を見られてたんですね。

石橋 いや、とりたてて数学ではなく、子どもを対象にしてるので、例えば国語をするなら国語を見るというところ。

寺内 学校長からは、あなたは主に数学を見られてたと、こう聞いてるんですが。

傍 またこじつけるんか！

石橋 先ほど言ったように、授業形態ではないので、マンツーマンで関わり、子どもがしたいという科目をみる。

寺内 それはいいんです。主に数学を見られてたんじゃないんでしょうかと。

傍 無理やり配転理由にこじつけるんが見え見えやないか（笑）

石橋 「主に」という形容詞を外してもらったら。

理科教員と限定して採用したのではない

寺内 教員免許を取って奉職される場合、理科なら理科という形で限定して採用されるといふのはいいんじゃないですか。

石橋 それぞれの教科を教えるには免許がないので、理科の免許で数学を教えるというわけではない。

寺内 免許の問題はいいんですよ。

傍 ええことない！ 当り前のことやないか。寺内 辞令で理科担当教員として採用するといふことは。辞令でありますか。

分銅代理人 異議あり、そんな辞令があるんですか。理科の教諭として採用するといふような辞令を出してる市町村があるんですか。

寺内 あるとか、ないとかやないですよ。分銅 ないことを前提として、そういうことをやっているかどうか聞いて下さい。

寺内 辞令形式として、理科の担当を教員として採用するといふような辞令を見聞したこととはありますかということ。

在間代理人 異議あり、石橋さんの場合、「理科の教員に採用する」という辞令と言っておられますか。

寺内 そんなこというてません。

石橋 辞令には書いてないが、私は理科の教員でやってもらいたいということとで、工業の免許しかなかったため、その間大学に理科の単位をとりに行ってたので、理科の教員として採用された。

寺内 学校長の了解のもとに行ってた。

石橋 はい。

寺内 理科の教師として限定されて採用されるという話は、当初の話として合意事項であったということじゃないんじゃないんですか。

分銅 証人はすでに答えている。重複です。

傍 理科教員として採用したから校長も認めとんやないか！

審査長 あなたの理解ですか。

石橋 大学に行って単位も取り、現に理科の授業をもった。

審査長 一般論として、緊急に数学の先生が足りない時、数学を教えなきゃいかん場合もあるんじゃないでしょうか。

石橋 いいえ、必ず数学科の他の先生がいまです、その先生がまわってもらうことです。

なぜ数学を教えさせてと言わないのか

寺内 配転後、高校の学促担当で教えてた。

石橋 いいえ、教えてません。

寺内 あなたの配転理由の絡みでは、これはおかしいということとで上司に文句言ったことがありますか。

石橋 いいえ、これが仕事でしたし。

傍 公務のないのとばしといえてよく言うな。寺内 机の整理とか以外はしなくてもいいという話だったんですか。

石橋 例えば数学を教えてとは言われてない。

訓告処分を受けたらなぜ申立てしないか

寺内 支部執行委員会に行かれた時、九月九日、年休届は出してませんね。

石橋 書類では次の日に出した。

寺内 どうして事前ではないのか。

石橋 急に行くという話で、学年代表の滝山先生に年休でいくと、連絡してといっって学校を出た。

寺内 文書訓告をうけ、不利益処分になるといふことで手続はどうしてとらなかつたのか。

傍 不当処分してよく言うよ！

石橋 日付がちがっているということも教頭に言ったけど、もう三月の終りの処分で、すぐあとにこの配転があったので。

傍 九月の件を三月になって処分した理由を先に言えよ！

第六八回公開口頭審理報告

教育実践、人の生きる権利を奪う
強制配転は断じて許せないと吉岡証言

市芦救援会事務局



石橋先生への反対尋問がズレ込みましたが、「職名のない辞令は他にもある。出しましょか。」と豪語していた寺内氏からは何の書証も提出されませんでした。「補職名教育職」と印刷された人事異動内示一覧表をタテにして、「教育職身分がないと主張してますが、ここにも教育職と書いてあるでしょう」と得意気に尋問しましたが、「そもそも市規則では教育職は補職名ではない。それは誤まった表記だ」と石橋先生にアッサリと指摘されて終り。時間かせぎだけの反対尋問であることの底の浅さを見事に暴露しました。

それでもこりない寺内代理人は、「経済的不利益というが、退職時に教育調整額も加算された給料表を適用すれば良い」と、どこまでも姑息な態度を示していました。

吉岡先生の主尋問は、(1)配転前に療休を重ねていた健康状態を無視し、変則勤務を強要したのは退職に追い込む意図も含んだ人事権濫用。(2)業務内容は学促の条件整備でしかない、専任指導者としての配転理由がない。(3)

小・中の教員免許有資格者は他にもいて、専任の美術教員を配転する理由もない。(4)配転後美術科授業が講師で混乱した。(5)遅刻で賃金カットした件はデッチ上げ。

以上、配転理由、本人特定理由等を全面的に崩す証言を行ないました。

あわせて、配転により教育現場から追われたことで、健康状態がますます悪化したことを訴えられ、強制配転がまさに申立人の教育実践を奪うものであることを切々と訴えられました。最後には、公平委員を一人一人名指し、一日も早く市芦へ復帰できるように、公平公正な裁決を強く要求されました。

活動日誌△抜粋△1995.7.16～8.31

- 7・18 事務局会議。
- 25 事務局会議。
- 28 事務局会議。
- 31 法対会議。
- 8・2 通信No.79発送。
- 3 阪同教大会。
- 4・5 事務局、弁護団合宿。
- 8 芦屋市公平審第六七回公開口頭審理（石橋先生主尋問、反対尋問）
- 10 事務局会議。
- 11 事務局会議。
- 16 事務局会議。
- 18 事務局会議。
- 21・22 事務局、弁護団合宿。
- 25 芦屋地労協納涼交流会。
- 27 麦の家キャンプに参加。
- 31 芦屋市公平審第六八回公開口頭審理（石橋先生反対尋問、吉岡先生主尋問）

後記

暑い夏でしたが、傍聴に多数で参加いただき、また、兵高教員立神戸支部からは多額のカンパをいただきました。皆様方の温かいご支援に厚く御礼を申し上げます。さて、本号吉岡陳述書に個人的救援に係る所がありますが、救援会として市芦教育、組合への弾圧に抗して全員の復帰を目指す闘いを今後も進めますのでご支援をよろしく。

六二年(不)第六号事案

陳述書

一九九五年八月一六日

不服申立人 吉岡 治子

1、経歴

私は、一九六四年三月神戸大学教育学部（現在の人間発達科学部）を卒業しました。もともと教師になりたくて同大学に入学し、卒業後、大阪府高槻市立第六中学校に美術科の教諭として採用されました。以降一九七四年三月三十一日まで、同中学校で美術を担当しました。同中学校で一〇年間、充実した教師生活を送ることができました。

一九七三年五月、私は二番目の子供を出産しました。自宅は、神戸市の須磨区であり、通勤に片道二時間余を要していましたので、同中学校での勤務を続けることは非常に困難となり、自宅に近い学校への転勤を考えざるを得ませんでした。高槻六中での教師生活は極めて有意義なものでしたので、同中学校を離れることは非常に心残りだったのですが、やむを得ない選択でした。また、教師という仕事を辞めるつもりは全くありませんでした

ので、自宅から近距離の勤務先を求めました。

丁度その頃、私の知人から、市立芦屋高校（以下「市芦高校」と言います）において、美術科の教諭を求めている、という話を聞きました。市芦高校では、高校教育の充実を図る目的で、それまでの美術科の時間講師制を改め、専任教諭を必要としている、とのことでした。

そこで、私は、高槻六中を退職し、芦屋市教育委員会の採用試験に合格して、一九七四年四月、市芦高校の美術科の教諭として採用されました。

市芦高校に採用されたときの辞令は、「芦屋市公立学校教員に採用する。芦屋市立芦屋高等学校教諭に補する」というものであり、当然私も芦屋市立高校の教諭以外の仕事等全く念頭にありませんでしたし、自分の意思に反して、教諭の職を奪われる等夢にも思っていませんでした。

市芦高校において私は全学年の美術科の授業を担当しました。そして、一九七四年、一



九七八年、一九七九年そして一九八〇年と学級担任をし、また、校務分掌では、教務部を担当して、成績評価のあり方を見直し、あわせて授業内容の充実という問題等に取り組みしました。そしてクラブ活動の面では、一九七四年に、それまでなかった美術部を創設し、その顧問となりました。

こうした私の教員活動のいずれの分野においても、差別問題（被差別部落出身生徒、在日朝鮮人生徒、障害者、貧困、そして女性差別）が大きな問題として存在していました。市芦高校における教育の生命とも言えるこうした問題に正面から取り組むことが、市芦高校教諭としての私の大きな課題でした。

私の組合活動については以下のとおりです。私が一九七四年市芦高校に着任してすぐに組合に加入しました。そして、それまでに組合になかった「婦人部」（現在は「女性部」となっています）を他の女性組合員と共に設立しました。そして、私は、一九七五年に婦

このとき私は、小林管理部長に対し、この強制配転が不当なものであること、ことに私の健康状態や家庭の状況を全く無視する処分であることから、辞令の受け取りを留保したい旨を告げました。これに対し、同部長は、ただ、「辞令は受け取らないわけにはいかない」「溝田課長からは何も聞いていない。人事はいちいち個人の事情を考慮して決めるものではない。」と、全く聞く耳もたぬ対応でした。本件処分についての辞令の交付についてのやりとりの概略は以上のとおりです。この経過からも明らかのように、本件異動にあたっては、事前に私の意向を聴するようなことは全くなく、また、私の健康状態や家庭状況について事情を知りながら一方的に大幅に労働条件の異なる職場への配転を決め、その内示に当たっても私が私の健康状態や家庭の状況等の事情を真摯に訴えたにもかかわらず、全く一顧だにせず、強権的に辞令交付に至ったものです。

こうした経過からすると、本件処分は、とにかく私を市芦高校から放逐することを目的としてなされた処分としか考えられず、また、深夜に及ぶ労働時間を強いられる職場に配転しようとしたことについては、私を退職に追い込もうとする意図を感じました。

こうした経過からすると、本件処分は、とにかく私を市芦高校から放逐することを目的としてなされた処分としか考えられず、また、深夜に及ぶ労働時間を強いられる職場に配転しようとしたことについては、私を退職に追い込もうとする意図を感じました。

尚、その他、「人事異動手続きの問題点」

人部長を担当し、青年部長と共に組合の分会執行部の特別執行委員になりました。私が、組合「婦人部」の一員としての活動で目指していたものは次のような内容です。

・婦人部の読書会を通して女性教師の抱えて

- ・ 婦人部の読書会を通して女性教師の抱えている問題を明らかにする。
- ・ 女性教師も学級担任を担当する。
- ・ 家庭科の男女共学を実現する。
- ・ 婦人部通信を随時発行する。

このような活動を通して、私は、女性教師がそれぞれ自分の力を発揮して、全ての教師が共に理解し合いながら仕事ができる職場をつくりたいと思いました。そしてまた、女生徒達にとっても、市芦高校を卒業して社会に出て、働き続ける喜びをもってくれることを何よりも願っていました。

4、配転後の美術科教育の状況

一九八七年三月二十九日のことですが、突然私の自宅に郵便が送られてきました。それは「人事異動について（通知） みだしの件につき、今回下記の通り貴殿の人事異動の内示が芦屋市教育委員会よりありましたので通知します。」という書き出しで始まる文書でした。この文書は、当時の市芦高校の校長であった前田和夫名でしたが、公印もない一枚きりの文書でした。

私はその後、郵便物の差出人である前田校長にこの通知の趣旨の説明を求めするために電話連絡をとりましたが、同校長は、学校にも不在でしたし、また自宅に電話しても連絡がとれませんでした。

しかたなく、教育委員会に出向いて事情を聞かざるを得ませんでしたので、同月三〇日芦屋市教育委員会を訪れました。ここでの応対者は、当時の教育委員会の教職員課長であった溝田巨課長でした。このとき私は、この突然の人事異動の趣旨等について同課長に質問をしましたところ、次のような内容の応答でした。

- ・小学校の教員免許を持っているので、上宮川文化センターの学力促進学級の専任指導員として、「学促指導」や「教科準備」等の仕事をしてもらう。
- ・勤務時間は、学促の指導が一六時三〇分から一九時三〇分くらいなので、定時制高校なみの一四時から二二時が考えられるが、仕事の内容や勤務時間等これからはっきりしていくと思う。
- ・本人（吉岡）の健康状態や家庭の事情が、本人（吉岡）の言うとおりであったとしても一度決めた人事は変えられない。
- ・本人（吉岡）の訴えている内容については、辞令交付までに教育委員会の小林剛明管理部長及び同和教育課長に伝える。

溝田課長の当時の応答は以上の内容でした。このやりとりの中で、私の強制配転先の上宮川文化センターでの職務に関し、その勤務時間が深夜にまで及ぶことが初めて分かりました。

私は、一九八三年九月に子宮癌の手術を受け、医師からは最低五年間は健康に留意するようにという注意を受けておりましたし、また、この通知を受け取った直前の一九八七年二月四日から同月一〇日まで甲状腺機能低下症、そして同年三月一六日から同月二〇日まで急性胃炎・眩暈症で療養休暇をとっていました。

また、家庭では両親が長年、私が働くことを支えてくれていましたが、四年前から寝たきりであった私の母が、一九八六年一二月に亡くなり、一九八七年の一月には、私の父も膀胱癌の末期の状態であることが判明しました。私は、私の父母と同居しておりましたので、この一九八七年の春というのは、想像を絶する状況にありました。

こうした事情については、もちろんこのとき、溝田課長に話をしましたが、これに対する応答は前記のとおりで、一度決めた人事異動は変更できない、という態度に終始しました。ただ、私の訴えについて、小林管理部長等に伝える、という程度でした。

そして、同年四月一日、処分を受けた六人

「教員身分を奪う人事異動」「配転」の必要性について」は、滝山陳述書（1）（甲第二七六号証）に述べられている内容と同様であり、「異常な処分経過」については小川陳述書（甲第三〇四号証）と同じです。

また 上宮川文化センターには、全く同じ辞令の内容で石橋さんと共に配転されましたので、その辞令の問題点、特に職名ももたない身分に配転されたことの異常性、更に、この配転による経済的不利益等の問題点については、石橋陳述書（甲第三一三号証）に記載されてあるとおりです。

3、配転先の職務実態から見た配転理由・特定理由の不当性

私は一九八七年四月一日からは、上宮川文化センターで、指導員という身分での勤務を余儀なくされました。しかし、当時の私の健康状態は思わしくなく、配転時よりいっそう悪化し、自律神経失調症で療養休暇をとらざるを得ませんでした。この療養休暇の日数（一暦年一八〇日）が一九八七年九月一三日で切れましたが、病状回復せず、引き続いて休職となり、一九八八年一月一五日まで休まざるを得ませんでした。そして、その後上宮川文化センターでの勤務を始めることとなりました。

上宮川文化センターでの勤務時間は、当時

は石橋さんと同じで、一二時三〇分から二一時という時間帯でした。従って、仕事を終えて自宅に着く時間は、平均二時三〇分頃になります。健康状態もあって家族の夕食を準備することなどできないのはもちろん、自分の食事さえ準備することができない状態でした。仕方なく、ホームヘルパーに依存せざるを得ませんでした。

そして仕事の内容は、「学力促進学級」の小学生担当ということでしたが、石橋さんとはぼ同じで、使用する部屋の開鍵・施錠、椅子・机の整理整頓、先生と生徒の出席簿の準備という業務でした。そして、学級が開かれている間は、何もせずにその部屋の片隅でじっと座っているだけでした。

前述しましたように、一九八七年三月三〇日の溝田課長の話によると、私を同学級の「専任講師」として配転するということでしたが、これは全くのウソでした。

小学生の学級が一九時まででしたので、私は、その後二時の終業時間まで何もすることとはなく、ただ事務所で時間まで座っているだけでした。

このような勤務時間の状態はあまりにも異常でしたので、私は組合と共に善処方をセンターの施設の責任者に申し入れましたところ、同年の二月九日からは、私の実際の勤務時間は、一時から一時というように変更され

ました(甲第一六六、一六七号証)。

配転の翌年の一九八八年四月一日からの石橋さんと私の勤務時間については、石橋陳述書(甲第三一三三三号証)に記載されているとおりです。また、仕事の内容も石橋さんの仕事の内容とほとんど同じで、石橋さんは高校生、私は小学生の学促事務が担当という違い程度でした。

処分者は、私に対する配転理由として次のように言っています。「芦屋市及び同市教育委員会は、かねてより、芦屋市立上宮川文化センターでの学力促進学級の運営につき、従来の市内公立学校教員の自由参加指導方式を専任者指導方式に改善し、同学級の充実を図ることを考えていた。そこで、芦屋市及び同市教育委員会は、児童・生徒に対する指導等も含む同学級の充実を期待して、教職経験が豊かで、しかも小・中学校教諭の免許を有する申立人に、指導員として芦屋市教育委員会指導部同和教育課勤務を命じると共に市長事務部局所管の同和対策部上宮川文化センターに併任し、あわせて過員の解消を図ったのである。」(答弁書)

この「配転理由」の内、「学力促進学級の自由参加指導方式から専任者指導方式への改善」なる理由については、石橋陳述書(甲第三一三三三号証)にその虚偽性が指摘されているとおりです。

私に関する問題点としては、「教職経験が豊か」で、「小・中学校の教員免許を有する」という点ですが、前述しましたように、私が現実に担当していました仕事は、「学力促進学級」の「指導者」でもなく、「教職経験」等全く不要な職務内容でした。

また、「小・中学校の教員免許」という点ですが、上宮川文化センターでの職務にその免許を持っているか否かは全く無関係でした。仮にそれまでの私の教員としての実績を考慮した、というのであれば、私は、市芦高校の前は高槻第六中学校でしたから、「小学生担当」ということにはならないはずですが。

また、石橋陳述書(甲第三一三三三号証)にも記載されておりますように、一九八九年に上宮川文化センターでの学力促進学級の専任指導者として採用され、教科指導をしていた人の中には、三人の教職経験のない人が含まれていましたし、また教員免許すらもっていない人が一人含まれています。ここでは教員免許の有無は問われていません。

仮に「教職経験豊か」と等という理由が成り立つとしても、教職経験の長さの点では、市芦高校には、当時少なくとも一五人以上が私と同じくらいあるいは長い先生達がおられました。「小・中学校の免許」の点では、高市さんが小・中学校の教員免許をもっていただけでなく実際に小学校での教職の経験を持

っていた先生ですし、田中さんも小・中学校の教員免許をもっていました。しかも、高市さんも田中さんも、どちらも体育の教諭でしたが、いずれも以前から異動希望を出していた先生でした。体育科から麻田さんが同じように強制配転を受けていますから、体育科の教諭を減員することはできない、等と言えないはずですが。私に関して前述の答弁書のおりの配転理由があるとするならば、何故高市さんや田中さんがその対象者にならなかったのか、全く理解に苦しむところです。

私は、前任校の高槻六中でも、また市芦高校でも、ずっと美術科の教員でした。ところが、本件のこれまでの審理においても、前田証人や小林証人のいづれからでも、なぜ美術科の教員である私を選んだのか、納得し得る説明は全くないままです。また、現実に、上宮川文化センターでの私の担当職務に関しても、美術科の教員であることは全く無関係でした。

この点について、当時の前田校長は、「上宮川会館では、それは、美術もそういえば、それはしてありませんけれど」と証言しています(第二〇回前田証言)。

また、当時の小林管理部長も、「吉岡さんは美術の先生ですので、美術だけで学力促進学級というわけにはいきません。いろいろ検討したら、小学校の免許をもっておられると

いうことですから・・・」(第二四回小林証言)という趣旨の証言をしています。これは、私を先に特定して、後でその理由をこじつけたことを正直に物語っています。

なお、処分者側の主張する「持ち上がり制」についていえば、私が担当する授業は一、二年が選択必修授業で三年が選択授業であり、私は全学年を担当していたのですから、私については三年持ち上がり制で区切れるものではありません。たとえ三年生を卒業させたとしても、一、二年の授業は継続するのです。その意味からも処分者側主張は不当です。

以上のとおり、処分者側が掲げている私に対する配転理由は、いずれも納得し得るものではなくありません。ただ、私を市芦高校から排除するためのこじつけとしか理解できません。

2、私の配転経過に見る不当性

私が、市芦高校に採用されましたのは一九七四年ですが、それは前述しましたように、美術科の専任教諭が必要ということで採用となりました。

それまでの市芦高校での芸術科の教育は、音楽科以外は時間講師によって行われていました。芸術科としては、美術の他に書道、音楽と計三教科あります。私が市芦高校に採用

されるまでは美術科の教育は時間講師によって行われていました。市芦高校において芸術科の強化という方針に従って美術科も時間講師から専任教諭に変更する、ということで、私が採用されたわけです。

こうした芸術科の専任教諭制については、前田校長も「十分生徒を見るためには、時間講師より専任はその時間だけでなく学校に居るものですから、授業が行き届くという意味であつたと思います」(第二〇回前田証言P四七)と証言し、その意義を認めているところです。

芸術科については、選択制で、二年間で単位が取得できるシステムです。入学時、生徒の選択希望に従ってクラス編成をしますので、例外なく毎年美術科を希望する生徒が多く、平均して生徒全体の三分の二程度にのびります。やむをえず調整をし、第二希望をも考慮して三教科はば同数のクラス編成をしてきた経緯があります。担当教諭は各教科一人です。

一九八七年四月一日から私が配転され、市芦高校に美術科の教諭がいなくなってしまう、ということになりました。私が配転になってからの市芦高校の美術科は次のような状況になったようです。

美術科としての教諭は私一人でしたから、市教委は、私の代わりに時間講師二人(平井

講師と久保講師)を採用しました。それまで私は授業を週に一二時間をもっておりましたが、この年度から一八時間となり、それを二人の時間講師で分担していました(甲第七四号証)。授業時間数が増え、二名もの時間講師を新たに採用する、ということになったわけですから、教育条件の確保という点からも私を配転する必要はまったくなかったのです。ことに、最も生徒の希望が多かった美術科の唯一の専任教諭を何故配転し、二名の時間講師を新たに採用する必要があつたのか、合理的理由はありません。

また、時間講師制になった弊害もいろいろ現れました。

専任教諭として教科を担当しておりますと、ただその教科の時間だけ生徒との接触があるのではなく、学校教育全体の方向を作り出すために教科会議や職員会議、学年会議を通して、生徒のもつ様々な問題に取り組むこととなります。ところが、時間講師となりますと、基本的にはその担当時間だけ学校に来られ、その他には生徒との接触等の機会はありません。そうした違いからくる弊害が生じてきたということです。

私が配転になったあと、美術科の授業も生徒の反発が大きく、授業が成り立たなくなっていたということでした。授業中にある生徒が紙に火をつけて先生に投げつけるという

ところが、一九八七年四月一日付で松井さんが転勤されることがわかっているのに、麻田さんと私が強制配転され、結局女性教員は

一挙に五名になってしまいました。更に、一九八八年四月一日付で長瀬さんが強制配転を受けましたから、その結果、わずか四名の女性教員しか市芦高校にはいなくなった、という事になります。

それだけでなく数少ない女性教員を強制配転することは、重ねて許されないとだと思います。そのことに対して、一九八七年二月市芦高教組の女性部が「配転は女性教員を退職に追い込む」と抗議し（甲第七八号証）、復帰を要請する署名に取り組んだところ、全国から三〇二名の女性の署名がすぐに集まりました。それは当局に提出しました。（甲第八〇号証）

9、私の教育実践を奪った強制配転

(1) 高槻六中での教育実践

私は、一月一七日、神戸市須磨区で、阪神淡路大震災に遭遇しました。崩れ落ちてきた壁や窓ガラスや家具の中にうずもれ、やっとの思いで外へ逃げ出し、余りにも変わり果てた我が家やまわりの光景を見た時、一番に思ったことは、「死ぬのなら教師でなければならぬ」ということでした。この時ほど、強配の身を呪ったことはありません。

被災後、私の教職復帰を願って要望書が、

当局に出されました。

それは、三月九日づけで、前任校高槻六中で二八年前に担任した「二年五組」の教え子たちによるものです。彼らは、その要望書の中で、「吉岡学級では、クラスに抱える在日朝鮮人の生徒を中心に、クラスが一体となつて朝鮮人差別の不条理や侵害してはならない、人権について、深く学ぶことができました。生徒たちは、そうした学習活動を通して本当の意味での、人としての「優しい」人格が培われていったと思います。また、この時の教育実践は市内外の教育関係者に止まらず、全国から高い評価を受けました。：振り返ってみますと、当時の吉岡治子先生の教育実践は、今日の外国人教育の先駆的役割を果たした意義深いものであったことが改めて思い知らされます。」（甲第三一九号証）と私のした仕事を語ってくれています。

私が高槻六中での教師生活一〇年の中でもっとも嬉しく、誇りに思っていることは、後々「朝鮮人問題・教育」について語られる時、「あの二年五組」という言い方で、私の担任したクラスの実践が皆の共有財産になっていることです。

高槻六中は、一九六三年、熊田満佐吾校長を核として新設された学校で、その二年目の三学年が整う中で、美術教師が必要となり、私が採用されました。熊田校長先生は、本来

より全国的に知られるようになったのです。その発端となったのが「二年五組」の実践であり、朝鮮人子ども会である「成合子供会」の誕生と活動であったと思います。その経緯については、学校として発行していた「六中の教育Ⅲ」の「子供会活動」のところ（甲第三二二号証）で私が詳しく述べています。

(2) 市芦高校での教育実践

その六中とも、一〇年一区切りついて、家庭の事情もあり一九七四年転勤してきたのが市芦高校でした。六中では生徒たちがどんなに人間的に、学力的に成長しても、現行の入試制度の下ではそって公立高校に入学することは出来ませんでした。進学保障「制度」を実現している市芦高校への赴任は、六中卒業生にかわって「入学」出来たようなうれしさでした。

市芦高校では芸術科（美術・音楽・書道の三教科）の専任教諭制を確立し、私は美術の

専任教諭として迎えられました。私にとって荒れ果てた美術教室を少しでも快いアトリエにつくりかえることが第一の仕事でした。生徒たちの学力や生活状況は大変厳しいものでしたので、出来るだけスタートラインを同じくして、高校での美術といえるものをもつ、「油絵」制作から始めました。美術教室には何もなく、教科予算を要求し、設備の改善や備品・教材の購入をしました。また、時間割の面でも二時間連続の授業や三年間履修を実行しました。

また、教務係であった私は、評価方法についての検討を提案し、同年より従来の段階評価から点検表へ改革されることになりました。点検表というのは、各教科ごと、毎学期ごとに実施した授業の概要（目的と内容）を書き、学ぶべき項目を取り出し、項目ごとに到達の点検をし、学習成果と課題を具体的に明らかにしていくというものです。文章表記欄には生徒への励ましと課題を一人一人記していました。それは教師にとって大変な労力でありましたが、生徒にとっては息の通った通知表であり、教師も自らの授業を検討、創造していく糧となりました。そういう営みの中から、教務係としては授業内容の充実やカリキュラムの問題等、さらに取り組みを進めていくことになりました。

美術科の授業にとっては、生徒が自分の満

美術の先生で戦前、北海道・旭川師範で「生活画」運動の主軸であった人です。新設の高槻六中でも、芸術教育、文化活動を尊重され、私も存分に活動することができました。

その熊田先生も一九九三年、私の教職追放に心を痛めてくださり八三才で亡くなられましたが、その直前、熊田先生と共につづいた先生の自伝ともいえるべき「青年の顔―美術教師の八〇年」という書物のあとがきで、次のように述べられています。「吉岡治子さんは、私が高槻六中にいた頃、美術を担当してもらっていたが、教科の指導はもとより、問題の多かった六中の教育を前進するためにも、強力な推進力として活躍されたすばらしい教師であった。私の退職後、吉岡さんは兵庫の高校に転任、高校の美術教育に於いても、数々の優れた実践をしておられたが、先年教育委員会の一方的な強制的配置転換によって、教職を追放され、希望もしない職が与えられた。そのことで吉岡さんは現在もお、心身の調子がおもわしくない状況に置かれていること、私もそのことで心を痛めていたが為すすべもなく、手をこまねいているばかりであった。」（甲第三二〇号証）と。

芸術や文化が人間の尊厳にかかわる大切なものであることを熟知されている熊田校長先生と共に、六中教師集団は「六中教育」を確立し、その名は固有名詞として高槻市はもと



きくさんの像

足のいく作品を必ず完成していくことが大きな課題となり、生徒たちの抱えている問題を直視していくこととなりました。油絵の自画像では、黒人の父を持つ生徒の「はだ色」について語り合いました。部落のおばあさんである「きくさんの像」（カット写真）は部落出身生徒がホームルームでの活動を力として、美術の授業でも質の高い作品として完成した

ものです。それは、授業全体の空気を引き締め、皆のがんばりへと広がっていききました。

これらの作品は、市民ホールを借り切って文化祭において展示をし、市民の人をも含めて鑑賞してもらうことになりました。一九八四年、文化祭を終えて、当時の井上教頭から手紙が来、「文化祭の取り組みご苦労様でした。今年の美術は、特にみづえが良かったです。二人展、藤田君もさることながら、あの吉井君の内面の解き放された世界を初めて知り、感動しました。非常に彼にとつての画期的なエポックになるのではと思いました。(以下略)」（甲第三二三号証）と、あの私たちを特定して強配する井上メモ（甲第二七号証）と同じ字で書かれてありました。井上教頭はその後も美術室へ来て、学校の廊下や階段に展示したいとベニヤ大の油絵の共同制作を借りていたりしました。私の仕事への共感があつたからだと思います。

また、美術の授業は障害生と共に学ぶ場であり、衝突を繰り返しながらも互いに克服し、障害生がつくる美しい色とやさしい雰囲気のある作品は皆を感じさせたものです。芸術の持つ許容量は大きいと思います。

それから、学級担任をしたときは、ホーム
ルームの時間に近くのエンバ美術館や大谷美
術館へクラス全員で鑑賞に行き、日常生活の
中で美術に出会っていく道を伝えたりしまし

た。

私が美術の教師としてやってきたことの一端を述べましたが、美術の授業一つ成り立たせるにしても、学校全体の教育の在り方、教師集団の質が問題になります。私としては前述の「六中教育」を土台に、市芦高校においても満身の力でやってきたつもりです。市芦高校での私の仕事の全体を「花」と題して一九八七年一月にまとめました（甲第三二四号証）。これこそがこの強制配転によって私が奪われたものだからです。

こうした状況の私に対して、長年私の教育活動に共感、支援をして、仲間に入れて下さっていた岡部伊都子さんをはじめとする「接点の会」の皆さんが連名でもう一つの要望書を一九九五年六月二六日に北村春江芦屋市長と稲畑汀子芦屋市教育委員長に対して提出してくださいました。(甲第三二五号証、甲三二六号証)

「接点の会」は「参加者それぞれが取り組んでいる問題を人間解放という接点で話し合い、学び合い励まし合う集まり」で、メンバーは岡部伊都子（随筆家）、飯沼二郎、上田正昭（共に京大名誉教授）、金時鐘（詩人）、土方鉄、真継伸彦（共に作家）、和田長久（人権センター）、吉岡治子（もと教員）の八名です。私は高槻六中で教員をしている時、朝鮮人問題の取り組みの中で個々場で、各々

の方に出会い、市芦高校の教員になってから接点の会のメンバーに入れていただいたのです。

要望書は「吉岡さんが、教育現場から異動になったと聞き、なんとという残念なことをなさるものかと驚いたことでした。人には天性の恵みがあります。せつかくすばらしい人間教育をなされる力を持った方がここにいらっしゃるのです。生徒という生身の存在への豊かな志の吉岡教師を、どうか教育現場で生かして下さいますよう、心からお願ひ申しあげます。ぜひとも生徒たちが、生き生きと目を輝かせる喜びの授業を復活させて下さい」と結んで下さっています。

何人も、人の生きる権利、生きる糧としてきた仕事を、こんなにも一方的に変更し、奪えるはずがありません。私は「同和教育に熱心」で「美術の教師」だったからと、もっともらしく「上宮川文化センター」と「美術博物館」に強制配転されました。そこでの仕事は前述したように「雑務」としか言い様のないものでした。「同和教育」と「美術」は、私が二三年間教師の仕事としてやってきたことのひとつも大事な核となるものでした。それを目の前にぶら下げて、八年半も食わさないでは、心身が侵害されないはずがありません。

私は教師で終わりたいと思っています。